

## 各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託事業者選定要領

(令和2年6月3日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、各務原市公式ウェブサイト再構築業務に関し、その契約相手方を選定する方法について、必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2条 各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託事業者（以下「事業者」という。）の選定については、公募型プロポーザル方式により、参加意思表明書を提出した者（以下「参加者」という。）の企画提案書類審査及びプレゼンテーション、操作デモンストレーションを実施して決定する。

(委員会)

第3条 事業者を適正に選定するため、各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託事業者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 委員会は6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市長公室長
- (2) 広報課長
- (3) 企画政策課長
- (4) 情報推進課長
- (5) まちづくり推進課長
- (6) 広報係長
- (7) その他市長が必要であると認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、市長公室長をもって充て、会務を総理する。

5 副委員長は、広報課長をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意

見又は説明を聴くことができる。

(審査事項)

第7条 委員会は、事業者の選定について、選定の基準に基づき審査する。

(選定の基準)

第8条 事業者の選定の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務遂行能力
- (2) 技術力
- (3) 機能
- (4) 費用
- (5) プレゼンテーション
- (6) 操作デモンストレーション

(審査の方法)

第9条 審査は、各務原市公式ウェブサイト再構築業務委託事業者選定評価表（以下「評価表」という。）に掲げる審査項目について、企画提案書類の内容審査及びプレゼンテーション、操作デモンストレーションを行い、委員会の委員が付す審査点により行う。

2 評価表は、別紙のとおりとする。

(選定の方法)

第10条 前条の審査の結果から、各委員の審査点の合計の最も多い参加者を事業者として選定する。ただし、合計点数が満点の100分の60に満たない場合は、該当者なしとする。

2 前項本文の規定による選定を行う場合において、各委員の審査点の合計点数の最も多い参加者が複数あったときは、これらの者のうち、「技術力」における各委員の審査点の合計点数の最も多い参加者を事業者とする。

3 前項の場合において、「技術力」における各委員の評価点の合計点数の最も多い参加者が複数あったときは、これらの者の中からくじ引きによって事業者を決定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、各委員の審査点のうち、「技術力」の項目に0点の項目があった参加者は、事業者として選定しない。

(事務局)

第11条 委員会の事務局を市長公室広報課に置き、庶務を担当するものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。